

祇園町南側地区からのメッセージ

ここは、長い歴史の中で洗練された町並み景観を、後世に伝え、かつ、魅力ある生業や生活が営めるように整備された場所です。

したがって、ここは日常生活の場であり、テーマパークではありません。

ここに住む人々の暮らしに配慮し、迷惑行為は絶対に行わないようにしてください。

また、神社仏閣は地域の人々のみならず普く一切の人々の心の拠り所であり、信仰の対象となる聖域です。

地域の人々が安心して暮らすことができ、参拝者が気持ち良くお参りできるよう公序良俗に反する行為並びに神社仏閣が定める立入禁止区域への侵入・文化財の破壊行為・火気の使用・撮影・飲食などの禁止事項を遵守してください。

【止めていただきたい迷惑行為】 ★ 住民の通報により警察官が駆け付ける場合があります。

迷惑行為①

歩いている芸妓さんや舞妓さんを止める、触る、つきまとう、無断撮影するといった行為はしないでください。

⇒ 芸妓さんや舞妓さんはマスコットキャラクターではありません。

⇒ 京舞を御覧になりたい場合は、ギオンコーナーにて、毎日午後6時又は午後7時に公演を行っています。

★ 進路に立ちふさがる行為、つきまといは、法律で30日未満の拘留又は1万円未満の料料が、

★ 手や服を引っ張る行為は、条例で6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が規定されています。

迷惑行為②

近隣の神社仏閣、私有地（店舗や道路以外の場所）に無断で侵入したり、物を壊さないでください。

★ 無断侵入は、法律で3年以下の懲役又は10万円以下の罰金が、

★ 物の棄損は、法律で3年以下の懲役又は30万円以下の罰金が規定されています。

迷惑行為③

歩道上で待機する、写真撮影等で立ち止まる、車道にはみ出す、といった道路を塞ぐ行為はしないでください。

⇒ ここは歩行者専用道路ではありません。

⇒ とりわけ、歩道上で大勢が待機される行為や、車の通行の支障となる行為は、ここに住む人々にとって大変な迷惑となります。

★ 交通の妨害となる行為は、法律で5万円以下の罰金が規定されています。

迷惑行為④

ゴミを捨てないでください。

★ 条例で3万円以下の罰金が規定されています。

迷惑行為⑤

大声で騒がないでください。

⇒ ここに住む人々にとって大変な迷惑となります。

【ガイドの皆様へ】

皆様のゲストには、地域のルールに不慣れな方も多いため、

地域・ゲスト双方が快適に過ごせるようにするため、ゲストの方に対して、迷惑行為をしないよう周知・徹底をしてください。

(参考) 罰則規定等について

1 歩道上の待機等：道路交通法

【道路交通法】

第76条 (中略)

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

二 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しやがみ、又は立ちどまっていること。

第120条

次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

10 (前略) 第76条 (中略) の規定に違反した者

2 芸妓さんや舞妓さんを止める行為等：軽犯罪法又は京都府迷惑防止条例

【軽犯罪法】

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料(※)に処する。(中略)

28 他人の進路に立ちふさがって、若しくはその身边に群がって立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとつた者

※ 拘留は1日以上30日未満、科料は千円以上1万円未満を指す(刑法)

【京都府迷惑行為防止条例】

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物にいる他人に対し、(中略)他人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他人の身体の一部に触ること(着衣等の上から触ることを含む。)

第10条 第3条第1項(中略)の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 ゴミのポイ捨て：京都市美化の推進及び飲食容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例

【京都市美化の推進及び飲食容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例】

第7条 何人も、みだりに飲料容器及び吸い殻等を捨ててはならない。

第29条 美化推進強化区域内(※)において、第7条の規定に違反して、みだりに飲料容器又は吸い殻等を捨てた者は、3万円以下の罰金に処する。

※ 祇園町南側地区の一部が指定。

4 無断侵入・棄損：刑法及び軽犯罪法

【刑法】

第130条 正当な理由がないのに、人の住居(中略)に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第260条 他人の建造物(中略)を損壊した者は、5年以下の懲役に処する。

第261条 前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

【軽犯罪法】

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料(※)に処する。(中略)

32 入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入つた者

※ 拘留は1日以上30日未満、科料は千円以上1万円未満を指す(刑法)